

第 42 期

# 事業報告書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

株式会社 ケーユーホールディングス

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和の効果により円高是正・株価上昇が進むとともに、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が継続しました。

自動車販売業界におきましては、個人消費の改善に消費増税前の駆け込み需要が加わり、年度を通しての軽自動車を含めた新車の総登録台数は、569万台（対前年度比9.2%増加）となりました。一方、国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は710万台（同3.1%増加）となりました。また、外国メーカー車の新車販売台数は、30万台（同22.9%増加）となりました。

このような状況下、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前年度に比べ9,147百万円増加の61,225百万円（前年度比17.6%増加）となりました。カテゴリ一別では、国産車は、前年度に比べ2,759百万円増加の23,009百万円（同13.6%増加）となりました。輸入車は、前年度に比べ5,530百万円増加の28,607百万円（同24.0%増加）となりました。また、二輪車は、前年度に比べ63百万円増加の466百万円（同15.8%増加）となりました。

修理売上高は、前年度に比べ189百万円増加の5,215百万円（同3.8%増加）となりました。また、手数料収入は、販売台数の増加に伴い、前年度に比べ604百万円増加の3,925百万円（同18.2%増加）となりました。

売上原価は、前年度に比べ7,756百万円増加の49,453百万円（同18.6%増加）となりました。この結果、原価率は、80.8%と前年度に比べ0.7ポイント悪化いたしました。

販売費及び一般管理費は、前年度に比べ496百万円増加の7,724百万円（同6.9%増加）となりました。経費率は、12.6%と前年度に比べ1.3ポイント改善いたしました。

営業利益は、前年度に比べ895百万円増加の4,047百万円（同28.4%増加）となり、営業利益率は、前年度に比べ0.5ポイント改善し6.6%となりました。

営業外損益は、純収益が前年度に比べ16百万円減少の91百万円となり、経常利益は、前年度に比べ879百万円増加の4,138百万円（同27.0%増加）となりました。

特別損益は、純収益が30百万円となり、税金等調整前当期純利益は、前年度に比べ903百万円増加の4,169百万円（同27.7%増加）となりました。

この結果、当期純利益は、前年度に比べ533百万円増加の2,551百万円（同26.4%増加）となりました。

## (2) 対処すべき課題

政府の積極的な景気刺激策が奏功し、企業収益が改善し一部の個人消費には回復の兆しが見られるようになりました。しかしながら、国内の自動車販売につきましては、少子高齢化や自動車に対する嗜好の変化から若年層の自動車離れと言う構造的な問題に加え、消費増税の影響と駆け込み需要の反動減から、依然として下振れ懸念があります。

このような状況下、当社グループはこれまでも、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図り、総需要が減少する経営環境においても十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいりました。今後も引続き収益力の強化を図りつつ、店舗網の一層の拡充や純粋持株会社の特徴と当社グループの財務面での強みを活かしたM&Aの積極的な展開および海外進出、また人材の育成等を通じグループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,089百万円であり、主なものは次のとおりであります。

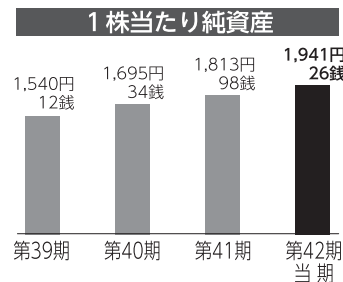
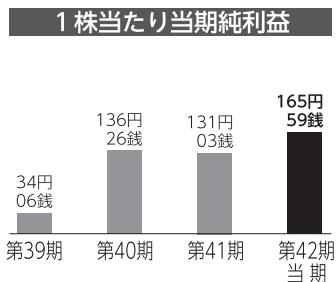
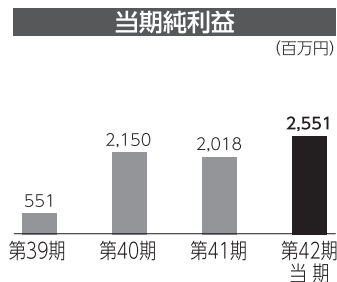
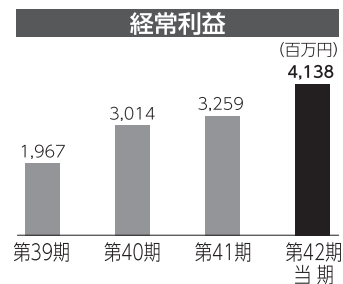
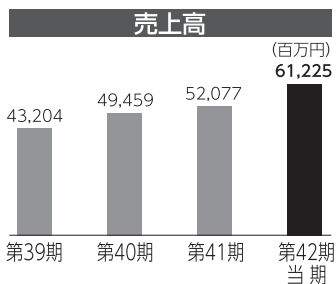
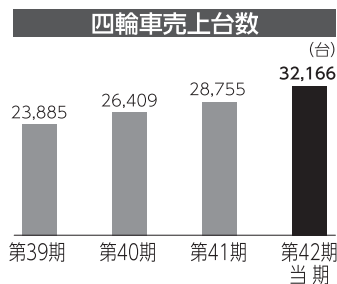
株式会社ケーユーホールディングス	
BMW Premium Selection東名横浜	271百万円
クライスラー/ジープ相模原 キャデラック・シボレー相模原	203百万円
ケーユー戸塚店	913百万円
株式会社ファイブスター東名横浜	
フォルクスワーゲン大和	334百万円

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	第 39 期 (平成23年 3月期)	第 40 期 (平成24年 3月期)	第 41 期 (平成25年 3月期)	第42期(当期) (平成26年 3月期)
四 輪 車 売 上 台 数	23,885台	26,409台	28,755台	32,166台
二 輪 車 売 上 台 数	272台	267台	270台	278台
売 上 高	43,204	49,459	52,077	61,225
売 上 総 利 益	8,438	9,577	10,379	11,771
営 業 利 益	1,880	2,921	3,151	4,047
経 常 利 益	1,967	3,014	3,259	4,138
当 期 純 利 益	551	2,150	2,018	2,551
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	34円06銭	136円26銭	131円03銭	165円59銭
総 資 産	29,469	32,094	34,329	39,049
純 資 産	24,426	26,219	28,069	30,071
1 株 当 た り 純 資 産	1,540円12銭	1,695円34銭	1,813円98銭	1,941円26銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー	50百万円	100.0%	国産新車中古車、輸入新車中古車の販売・修理業
株式会社シュテルン世田谷	355百万円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理業
株式会社モトーレン東名横浜	50百万円	100.0%	BMW車およびMINI車の販売・修理業
株式会社ファイブスター東名横浜	10百万円	100.0%	クライスラー/ジープ車、キャデラック・シボレー車、フォルクスワーゲン車の販売・修理業
株式会社RSケーユー	5百万円	100.0%	ハーレーダビッドソン車の販売・修理業

(注) 上記重要な子会社5社は、連結子会社であります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県および宮城県を主要営業地域として、四輪自動車および二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付随する事業を展開しております。

## (7) 主要な事業所

### ① 株式会社ケーユー

名	称	所在地
本	店	東京都町田市
八	王子店	東京都八王子市
東	大和店	東京都東大和市
相	模原西店	相模原市南区
横	須賀店	神奈川県横須賀市
秦	野店	神奈川県秦野市
千	葉店	千葉市中央区
千	葉ニュータウン店	千葉県印西市
久	喜白岡店	埼玉県白岡市
三	郷インター店	埼玉県三郷市
菖	蒲店	埼玉県久喜市
佐	野店	栃木県佐野市
宇	都宮インターパーク店	栃木県宇都宮市
仙	台泉店	仙台市泉区
仙	台若林店	仙台市若林区
買	取専門鷲野森店	相模原市南区
買	取専門平塚店	神奈川県平塚市

### ② 株式会社シュテルン世田谷

名	称	所在地
メルセデス・ベンツ	東名横浜	東京都町田市
メルセデス・ベンツ	多摩	東京都多摩市
メルセデス・ベンツ	世田谷南	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ	世田谷南	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター		東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ	あざみ野	横浜市青葉区

### ③ 株式会社モトーレン東名横浜

名	称	所在地
Tomei-Yokohama	BMW東名横浜本店	東京都町田市
Tomei-Yokohama	BMW横浜三ツ沢支店	横浜市神奈川区
Tomei-Yokohama	BMW横須賀支店	神奈川県横須賀市
BMW Premium Selection	町田鶴川	東京都町田市
BMW Premium Selection	横浜六角橋	横浜市神奈川区
BMW Premium Selection	東名横浜	東京都町田市

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
クライスラー/ジープ東名横浜	東京都町田市
クライスラー/ジープ相模原	相模原市中央区
キャデラック・シボレー東名横浜	東京都町田市
キャデラック・シボレー相模原	相模原市中央区
フォルクスワーゲン相模原橋本	相模原市緑区
フォルクスワーゲン大和	神奈川県大和市

⑤ 株式会社RSケーユー

名 称	所 在 地
ハーレーダビッドソン相模原	相模原市中央区

**(8) 従業員の状況**

部 門 名	従 業 員 数
国 産 車 販 売 事 業	252名
輸 入 車 デ ィ ー ラ ー 事 業	312名
管 理 部 門	45名
合 計	609名

**(9) 主要な借入先の状況**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) ヤ マ サ ン	5,942千株	38.53%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	1,016千株	6.59%
(株) 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	804千株	5.22%
井 上 順 子	642千株	4.16%
日 本 興 亜 損 害 保 険 (株)	572千株	3.71%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	390千株	2.53%
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) ( 信 託 口 )	319千株	2.07%
井 上 恵 博	255千株	1.65%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	254千株	1.65%
ビービーエイチ ファイデリティ ピュアリティン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチユニティズ フ ァ ン ド	225千株	1.46%

(注) 当社は、自己株式6,638,319株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第10回新株予約権（平成25年7月31日発行）

・新株予約権の数 780個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 156,000株（新株予約権1個につき200株）

（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が78,000株から156,000株に変更になっております。

・新株予約権の発行価額 無償

・新株予約権の行使価額 1個あたり100円

・新株予約権の行使期間

平成25年8月1日から平成55年7月31日まで

・新株予約権の行使条件

① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

・交付の状況

当社取締役 8名 700個

当社子会社取締役または執行役員 3名 80個



## (2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

### 第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 62,000株（新株予約権1個につき200株）  
（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成19年10月2日から平成49年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 380個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 76,000株（新株予約権1個につき200株）  
（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が38,000株から76,000株に変更になっております。

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成20年9月2日から平成50年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第6回新株予約権（平成21年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 380個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 76,000株（新株予約権1個につき200株）  
（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が38,000株から76,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成21年8月1日から平成51年7月31日まで

- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
 

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第7回新株予約権（平成22年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 680個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 

普通株式 136,000株（新株予約権1個につき200株）

（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が68,000株から136,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
 

平成22年8月1日から平成52年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第8回新株予約権（平成23年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 680個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 136,000株（新株予約権1個につき200株）  
（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が68,000株から136,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成23年8月1日から平成53年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第9回新株予約権（平成24年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 700個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 140,000株（新株予約権1個につき200株）  
（注）平成26年5月13日開催の取締役会決議により、平成26年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が70,000株から140,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成24年8月1日から平成54年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役	第 4 回新株予約権	310個	7名
	第 5 回新株予約権	380個	8名
	第 6 回新株予約権	380個	8名
	第 7 回新株予約権	680個	8名
	第 8 回新株予約権	680個	8名
	第 9 回新株予約権	700個	8名
	第10回新株予約権	700個	8名

#### 4. 会社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	井 上 恵 博	株式会社ケーユー 代表取締役会長 株式会社シュテルン世田谷 代表取締役会長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役会長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役会長 株式会社RSケーユー 代表取締役会長
代表取締役副社長	板 東 徹 行	株式会社シュテルン世田谷 代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役社長 株式会社RSケーユー 代表取締役社長
代表取締役副社長	井 上 久 尚	株式会社ケーユー 代表取締役社長
専務取締役	今 関 諭 志	—
常務取締役	堀 内 伸 泰	総合企画部長
常務取締役	橋 本 雅 之	—
取 締 役	川 田 俊 哉	—
取 締 役	稲 垣 正 義	店舗開発部長
常勤監査役	萩 原 博 文	—
監 査 役	細 野 泰 司	細野コンクリート株式会社 代表取締役社長 株式会社細野商事 代表取締役社長 細野運輸株式会社 代表取締役社長
監 査 役	細 野 保	株式会社細野商会 取締役
監 査 役	竹生田 尚 重	—

- (注) 1. 監査役細野泰司氏、細野保氏および竹生田尚重氏は、社外監査役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役細野泰司氏および細野保氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	188百万円
監 査 役	5名	8百万円
合 計	13名	197百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額38百万円を含んでおります。
2. 上記のうち社外監査役に対する報酬等の総額は4名1百万円であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第42期 平成26年3月31日現在	(ご参考) 第41期 平成25年3月31日現在	科目	第42期 平成26年3月31日現在	(ご参考) 第41期 平成25年3月31日現在
<b>【資産の部】</b>			<b>【負債の部】</b>		
<b>(流動資産)</b>	<b>[ 3,548]</b>	<b>[ 3,710]</b>	<b>(流動負債)</b>	<b>[ 586]</b>	<b>[ 523]</b>
現金及び預金	2,296	1,445	1年内返済予定の長期借入金	6	6
有価証券	113	10	未払金	15	19
未収収益	504	423	未払費用	422	402
関係会社短期貸付金	370	1,780	未払法人税等	69	18
未収法人税等	148	—	賞与引当金	34	27
繰延税金資産	24	28	その他	38	48
その他	90	22			
<b>(固定資産)</b>	<b>[ 21,533]</b>	<b>[ 20,312]</b>	<b>(固定負債)</b>	<b>[ 1,618]</b>	<b>[ 1,691]</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 16,181)</b>	<b>( 14,904)</b>	長期借入金	88	94
建物	3,900	3,767	長期未払金	352	352
構築物	297	220	繰延税金負債	1,146	1,211
機械装置	0	0	その他	31	32
工具・器具・備品	5	6	<b>負債合計</b>	<b>2,205</b>	<b>2,214</b>
土地	11,869	10,908	<b>【純資産の部】</b>		
建設仮勘定	108	0	<b>(株主資本)</b>	<b>[ 22,579]</b>	<b>[ 21,484]</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 17)</b>	<b>( 18)</b>	<b>(資本金)</b>	<b>( 6,321)</b>	<b>( 6,321)</b>
電話加入権	15	15	<b>(資本剰余金)</b>	<b>( 6,439)</b>	<b>( 6,439)</b>
ソフトウェア	2	2	資本準備金	6,439	6,439
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 5,334)</b>	<b>( 5,389)</b>	<b>(利益剰余金)</b>	<b>( 14,569)</b>	<b>( 13,486)</b>
投資有価証券	1,095	957	利益準備金	193	193
関係会社株式	4,023	4,277	その他利益剰余金	14,375	13,292
出資金	0	0	配当平均積立金	2	2
長期前払費用	29	15	固定資産圧縮積立金	2,091	2,157
敷金・保証金	152	123	別途積立金	38	38
保険積立金	12	12	繰越利益剰余金	12,243	11,094
その他	25	4	<b>(自己株式)</b>	<b>( △4,750)</b>	<b>( △4,763)</b>
貸倒引当金	△4	△4	<b>(評価・換算差額等)</b>	<b>[ 169]</b>	<b>[ 203]</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,082</b>	<b>24,023</b>	その他有価証券評価差額金	169	203
			<b>(新株予約権)</b>	<b>[ 128]</b>	<b>[ 121]</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>22,877</b>	<b>21,808</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,082</b>	<b>24,023</b>

## 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第42期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(ご参考) 第41期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
営 業 収 益	2,863	2,447
営 業 費 用	1,131	1,054
営 業 利 益	1,731	1,392
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	41
受 取 地 代 家 賃	34	34
雑 収 入	10	5
雑 損 失	69	81
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	2
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	6	6
賃 貸 資 産 賃 借 料	16	16
雑 損 失	0	0
特 別 損 失	24	26
経 常 利 益	1,776	1,448
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	7
新 株 予 約 権 戻 入 益	30	—
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	—	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,806	1,454
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	219	221
法 人 税 等 調 整 額	△42	△50
当 期 純 利 益	1,629	1,283

## 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
				配 当 平 均 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成25年4月1日 残高	6,321	6,439	6,439	193	2	2,157	38	11,094	13,486	△4,763	21,484
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△539	△539	—	△539
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,629	1,629	—	1,629
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△7	△7	12	5
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△66	—	66	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△66	—	1,149	1,082	12	1,095
平成26年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193	2	2,091	38	12,243	14,569	△4,750	22,579

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成25年4月1日 残高	203	203	121	21,808
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△539
当期純利益	—	—	—	1,629
自己株式の取得	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	5
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△34	△34	7	△27
事業年度中の変動額合計	△34	△34	7	1,068
平成26年3月31日 残高	169	169	128	22,877

「個別注記表」(は当社ホームページ (<http://www.ku-hd.com>)) に掲載しています。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

株式会社 ケーユーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 透<sup>①</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 野 福 道<sup>①</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方

針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査役会

常勤監査役	萩原博文	Ⓔ
監査役	細野泰司	Ⓔ
監査役	細野保	Ⓔ
監査役	竹生田尚重	Ⓔ

以上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。